

令和２年度通学路危険箇所改善要望一覧

通番	年度	学校名	提出No.	危険箇所	状況	対応先	要望内容	未開始	事業中	完了	不可	結果の内容
1	2	河内小	1	県道39号線（県道三次高野線） 三次市小文町 田森商店前 横断歩道付近	山家方面三叉路付近に児童4名が横断する横断歩道があり、警戒標識が設置されているが、カーブのため見通しが悪く加えてスピードをあまり落とさず通行する車両が多い。過去に、横断中の歩行者が死亡する事故もあり大変危険な状況である。	警察	・信号機、注意喚起を促す標識（通学路表示）等の設置				○	・過去に現場交通量等の調査を実施した結果、道路形状が悪く信号機設置時において視認性に問題がある。
						県維持課				○		・横断歩道の手前に「横断歩道あり」の路面標示を行った。
2	2	三次小	1	国道54号線 三次市栗屋町 うえだ商店前の横断歩道	岩脇の集合場所前の横断歩道（うえだ商店前）に信号機がなく、今年度だけでも数回児童が車にひかれそうになったことがあった。「片側の車が停止してくれて横断しようとしたら、反対車線の車が突っ込んできた」というケースが多く、児童も保護者も横断することに不安を感じている。また、横断歩道が薄くなっているため、分かりにくい。	警察	・信号機の設置（設置が難しいようなら、児童が横断することを知らせる看板や横断旗の設置等を検討してほしい。）	○				・未調査。
3	2	三次小	2	県道知和三次線 三次寺戸町 寺戸歩道橋	歩道橋を渡って登校するが、積雪・凍結時には滑って危険である。	市土木課	・歩道橋に滑り止め防止のラバーを貼る等の凍結防止工事を行ってほしい			○	○	・滑り止め措置は実施済み。 ・凍結防止工事は困難なため、積雪、凍結時は手摺を活用してほしい。
4	2	十日市小	1	市道十日市260号線 三次市十日市南2丁目・3丁目・4丁目境 S U K U I マンション南西側交差点	当交差点は5差路交差点であり、三次市ボンブ車庫（旧三次市斎場）から三次郵便局へ北進すると下り坂となっており、車のスピードがしやすい道路状況だが、東側の道が建物があるため死角になりやすい状況である。登校時は特に交通量も多く、左側道路から登校する児童は当交差点を横断するものの、建物などにより死角ができ、児童だけでなく自動車から（特に北進の車）も安全を確認しづらく、何度も事故になりかけた場所である。	市土木課	・道路上の標記や標識の設置（東からの道もある交差点である、北進時に向かって右側からも道があると運転手が認識できるような） ・通学路であると周知できる看板等の設置	○				・下り側は「減速」の路面標示有り。 上り側に路面標示を検討する。
5	2	十日市小	2	市道十日市16号線・市道十日市21号線 三次市十日市中2丁目・3丁目	①野尻2号線から坂根富規法律事務所までの道が行き交う車との距離が近いので危険である。 ②石田無線電機から折田歯科に向けての道が車がスピードを出していて危険である。	市土木課	・標識の設置（車が速度を出しすぎないように）	○				・①側は路面標示を検討する。 ・②側は経過を観察する。
6	2	八次小	1	国道183号線 三次市四拾貫町770-1付近 三次花壇四拾貫店、オートパーツ下井前	横断歩道があることを示すひし形マーク、数十m手前からの点線ガイドラインだけでは注意喚起が不十分である。運転者にとっては、ゆるやかな下り坂の左カーブのため見通しが悪く、スピードも出やすいため急停車が難しい。そのため、児童が渡り始めていても車が接近すると、児童の方が歩道に戻らなくてはならない状態になることが多い。安全面への不安感が大きい。	県維持課	・カラー舗装（通学路であることを示す）	○				・交差点の手前に「横断歩道あり」と路面表示を行う。
7	2	八次小	2	市道八次86号線・八次78号線 三次市島敷町四拾貫 三次自動車車検場	過去のPTA等が中心となって設置したと思われる「八次小中学校の通学路」を表示する立て看板が中学校下から車検場前を通り、国道183号線に出る道路わきに3基設置してあった。その内の1基の支柱が腐って倒れたので撤去している。他の1基も同様に腐ってきている。その道を小中学生が通学している。また、車検場から国道183号線までは道路幅が狭く、通学する上で危険である。	市土木課	・車検場から国道183号線までの道路の拡幅（現在、ため池の水を抜き、車検場から50m程度は拡幅の工事中になっている） ・拡幅工事に時間がかかるようであれば、通学路の表示を立て看板ではなく、路面に書いて表示してほしい。		○			・事業継続中。

令和２年度通学路危険箇所改善要望一覧

通番	年度	学校名	提出No.	危険箇所	状況	対応先	要望内容	未開始	事業中	完了	不可	結果の内容
8	2	八次小	3	市道宮森宮田線 三次市島敷町	現在八次中学校から農免道交差点までの道路両側に横断歩道が整備されていない。児童生徒の下校時と通勤時間帯が重なり交通量が増えている。また、見通しの良い道路なのでスピードを出して通行する車両もいる。	市土木課	・中学校から農免道交差点までの歩道の整備（すでに計画には上がっているように聞くが、早急に対応してもらいたい）	○				・現在のところ事業計画はない。
9	2	八次小	4	市道宮森宮田線 三次市島敷町	八次小学校から八次中学校へかけて、歩道整備工事が終了し、片側の歩道は全てつながった。また、西側も自動車学校敷地角の道路までの一部の工事が残っている状況になった。中学校前の自動車学校敷地側の道路には歩道を設置するスペースがない。横断歩道は小学校前と中学校前にしかなく、この間には横断歩道がないため、生徒は適宜自由に道路を横断している。特に登下校時は、通勤時間帯とも重なり、交通量は比較的多い。また、見通しが良いためスピードを出して通行する車両も見受けられ、危険である。	警察	・小学校から中学校の間の何か所かに横断歩道を設置				○	・横断歩道が必要な箇所を決めてもらえたら、調査する。
10	2	酒河小	1	国道375号線 三次市東酒屋町 ヘアサロン「drag hair」付近 酒屋放課後児童クラブ（旧酒屋保育所）付近	国道375号線十日市方面から国道375号酒屋放課後児童クラブ方面へと抜ける一方通行の道路と国道375号線が交わる地点が危険である。朝の通勤時間帯に一方通行の道路を通行する車が、ちょうど朝の登校時に児童が利用する歩道を横切る形となるため、大変危険である。（本年度、登校途中に、児童が車と衝突する事故が発生した。）	市維持課	・標識、ミラーの設置	○				・未調査。
11	2	酒河小	2	県道470号線（三次インター線） 三次市西酒屋町 セブンイレブン西酒屋町店前	セブンイレブン西酒屋町店前の歩道に固定設置されていたポールが破損し、根元の部分だけが歩道に残っている。通学路として利用する児童がポールの根元部分につまずいて転んでけがをすることもあって大変危険である。	市土木課	・ポールの根元部分の撤去			○		・実施済み。
12	2	酒河小	3	国道375号線 三次市東酒屋町 三次インター自動車学校前	三次インター自動車学校前の国道375号線と中国縦貫自動車道が立体交差する地点の歩道が狭くなっている。他の通行者（歩行者・自転車）とすれ違うことが難しく、ぶつかりそうになることがある。（実際にぶつかったこともある。）	県維持課	・歩道の拡幅 （昨年度はガードレールの設置を要望）				○	・歩道の拡幅を行うためには橋梁の拡幅が必要となり、予算の確保が困難である。
13	2	神杉小	1	国道375線 三次市高杉町 風土記の丘方面・岩倉池近くの横断歩道	国道375線は、児童が通学する時間帯は、車が多い。また、横断歩道がカーブのところにあるため見通しが悪く危険である。現在この道を通って通学している児童は4名である。この地域には保育所の児童も多く、この横断歩道を通って通学する児童は増える予定である。昨年度、信号機設置を要望したが、設置の方針を満たしていないとのことで不可であった。交差点付近にあるのぼり旗「交通安全？」は破損しており、児童横断への注意喚起や減速を促すものはない。	警察	・注意喚起の表示や減速を促す対策の実施。		○			・横断歩道の標示を更新する。
						県維持課			○			・令和３年度にドットライン及び路側線の補修と横断歩道の間に水色の着色を行う。
14	2	神杉小	2	県道432号線（青河江田川之内線） 三次市廻神町735付近 フジタフーズからＪＡみよし東部支店駐車場	県道432号線は通学路となっている。該当箇所は通路幅が狭く車の離合が困難な場所である。該当箇所の芋面川側に深さ30cm程度の側溝があるが、蓋が無く危険である。	市土木課	・側溝にグレーチング等の蓋の設置。	○				・対策を検討する。

令和２年度通学路危険箇所改善要望一覧

通番	年度	学校名	提出No.	危険箇所	状況	対応先	要望内容	未開始	事業中	完了	不可	結果の内容
15	2	神杉小	3	県道432号線（青江江田川之内線） 三次市高杉町210付近 高杉橋付近から品川鋼材土場付近	県道432号線は通学路となっている。該当箇所は通路幅が狭く車の離合が困難な場所である。該当箇所の芋面川側に深さ50cm程度の側溝があるが、一部に蓋が無く危険である。	市土木課	・側溝にグレーチング等の蓋を設置。	○				・経過を観察する。
16	2	田幸小	1	市道長崎樋口線 三次市糸井町1242付近 糸井簡易郵便局付近のイチヨウの木	本来の通学路である道の脇にイチヨウの古木があり、全く剪定等手入れがされていないため、枯れた枝（かなり太いものも有）が折れて落ちてくる。土地主が大朝の方にいるが、高齢のためきちんと取り合ってくれない。そのため、子どもたちは朝の通勤で車の多い側の道を通るしかなく危ない。	市土木課	・土地主の方に掛け合っていたき、伐採する等の処置の実施。				○	・地元で対応をお願いする。
17	2	和田小	1	県道431号線（和知塩町線） 三次市和知町 和知と看板のある信号機	交差点の歩車式信号機の歩行者信号が押しボタンで一斉に青になった時、歩行者の移動につられて発進してしまう自動車があり、歩行中の児童が危険な思いをする場合がある。特に普段歩行者が少ないので、押しボタンを押す登下校時に危険が増す実態がある。	警察	・押しボタン信号機の青色表示を守っている児童が危険な目に会わないような改善を要望する。				○	・信号機に「歩車分離式」の標示板を設置済。
18	2	和田小	2	県道431号線（和知塩町線） 三次市和知町 下和知駅付近県道431号線一体	和田小学校から県道431号線と和知交差点までの直線は、非常にスピードを出して通行している車両が多い。しかも追い越しをかける車両も見受けられ、歩道があるとはいえ、児童が事故にある確率が高いと思われる。特に登校時は通勤のための自動車の車両数が多く、危険な状態である。	警察	・白線実線や黄色線にするなどの改善。				○	・黄色実線はカーブや急勾配のある道路構造上危険な箇所や追い越しによる交通事故が多発する箇所に設置するものとなっている。
19	2	川地小	1	県道37号線（広島三次線） 三次市下志和地町 Aコープ	歩道に水がたまり、子どもたちが水たまりをよける為、道路にはみ出して歩くことになる。雨の日は傘を持ちみ出して歩くため、さらに危険になる。	県維持課	・歩道に水たまりができないような対策の実施。	○				・未調査
20	2	川西小	1	市道三若有原線 三次市三若町大田～所原 美波羅川右岸	市道三若有原線が、道路兼用護岸となっているが、ガードレールの高さが65cmの基準を満たしておらず、歩行者の転落の恐れがある。	市土木課	・ガードレールの高さが基準値を満たすよう改善。	○				・対策を検討する。
21	2	川西小	2	市道川西52号線 三次市三若町大原 七森橋東詰	市道川西52号線の路肩とガードレールが崩壊しており、通行する車両と歩行者が危険である。	市土木課	・路肩とガードレールの修繕。	○				・令和３年度に実施予定。
22	2	川西小	3	市道川西49号線 掛田線土手 三次市海渡町 海渡町八幡神社 大きなヒノキ	川から土手の高さが低い。川水に手が届くので危険である。 用水路の土手が、コンクリートで出来ており、雨天時等は滑りやすい。春から夏の時期は、田んぼに水をやるため、用水路の水深がかなり深くなっており、流れも急であり、こちらも危険である。	県維持課	・土手を高くする。 ・柵か檻の設置。				○	・河川改良済の箇所であり、必要な堤防高さは確保しています。今後、浚渫が必要となった場合には、河道浚渫を行う。
						市土木課					○	・幅員が狭いため、ガードレール等設置は困難である。 ・河川堤防のため河川管理者の許可が必要である。

令和２年度通学路危険箇所改善要望一覧

通番	年度	学校名	提出No.	危険箇所	状況	対応先	要望内容	未開始	事業中	完了	不可	結果の内容
23	2	甲奴小	1	小童川堤防 三次市甲奴町西野～本郷 甲奴郵便局前、ＪＲ福塩線下	主要地方道甲山上市線の通学は、歩道もなく交通量が多いため危険であるとの判断から、ＪＲ福塩線下の小童川堤防道路を小童・西野上・井堀在住の児童８名が登下校に利用している。 道路わきに２０Ｍ超えの大木が立ち並び、度重なる大雨で削れた土砂で根が露出し、巨木が傾き倒れそうである。また、土砂崩れが起こる可能性がある。河土手（堤防）であり、川の増水時にも特に不安を感じつつ登下校している。	市土木課	・巨木の伐採 ・巨木が立っている斜面の補修工事の実施。	○				・未調査
24	2	布野小	1	市道二井殿柳田線・市道上布野11号線 三次市布野町上布野～戸河内 布野小学校～布野保育所付近にかけて	道路上の白線が、経年劣化で薄くなっている箇所や道路工事により断絶している箇所、もともとひかれていない箇所が多数ある。 児童が通学路として複数の登校班が歩いている。 中学生も自転車通勤している。 児童生徒の送迎や通勤のため、地域住民が自家用車で行きかう。 地域住民からも、「児童生徒の横を通過するときに不安である。」との声がある。 歩道としてガードレールで仕切られていない、道路の幅員が一定でないため、車から歩行者用の歩道とはっきりと認識できるように、カラー舗装も行い、安全を確保する必要がある。 また、ガードレールの無い用水路（W1m、D1.5m）に面した歩道の箇所もあるため、自動車を避けた際など、転落の可能性が高く、非常に危険である。	市土木課	・歩道へのガードレール（ワイヤータイプも可）の設置 ・白線の引き直し ・カラー舗装（歩行者用通路と明確に認識させるため）	○				・区画線は補修を予定する ・ガードレールは設置基準を満たさないため、他の対策を検討する。 ・カラー舗装は検討する。
25	2	布野小	2	市道上布野11号線 三次市布野町上布野1617 天照皇大神宮布野支部建物横	道路下に畑がある。道路から落ちると下の畑までの高さは、約３ｍ近くある。 旧街道のため道路幅員が無いが、生活道のため自家用車も行きかう。 低学年児童も今後、毎年のように入学予定がある。 自家用車が近づき、児童と離合する際にガードレールが無いので、避けようとした児童が転落する可能性がある。日常的に野菜を栽培しておられ、約３ｍを転落すると野菜の添え木などで大怪我につながる事が予想される。また、冬季は雪が吹き溜まり、転落しても発見されない可能性がある。	市土木課	・ガードレール（もしくはワイヤータイプも可）の設置				○	・幅員が狭いため、ガードレール等設置は困難である。
26	2	作木小	1	国道433号線 三次市作木町香淀 式敷大橋前	直線で見通しが良いため、自動車のスピードが速いことが多いので、危ない時がある。 交通量の多い時間と通学時間が同じ。	警察	・看板などの設置（通学路または子どもがいることを知らせるための）	○				・未調査
27	2	作木小	2	市道大津87号線 三次市作木町大津140-1 めんがめ（旧作木第3小学校）	冬季にはたいへん多くの積雪となり、スクールバスの乗降場所となる作木町下地区自治交流センターまでの道路に、スクールバスが入れない状態の日がある。	市土木課	・道路の除雪	○				・作木支所と協議する。

令和２年度通学路危険箇所改善要望一覧

通番	年度	学校名	提出No.	危険箇所	状況	対応先	要望内容	未開始	事業中	完了	不可	結果の内容
28	2	吉舎小	1	市道三玉322号線 三次市吉舎町三玉444付近 国道184号線側の吉舎小学校上り坂	道路の途中に斜めの亀裂があり、年々段差が大きくなっているようだ。全校児童の約半数が上がる通学路であり、今後大雨等があった場合に、崩れるのではないかと不安に思う箇所である。	市土木課	・専門業者への調査依頼（地滑り等の危険がないか） ・危険と認められる場合には、適切な措置の実施	○				・経過を観察する。
29	2	八幡小	1	国道184号線 三次市吉舎町清綱 だてクリーニング	通学路の横断歩道のラインの色が薄くなっているため、運転手が見落としやすくなり、危険である。	警察	・横断歩道の白線の塗り直し	○				・未調査
30	2	八幡小	2	県道28号線（吉舎豊栄線） 三次市吉舎町辻 佐々木邦夫様宅前	通学路の横断歩道のラインの色が薄くなっているため、運転手が見落としやすくなり、危険である。	警察	・横断歩道の白線の塗り直し	○				・未調査
31	2	みらさか小	1	県道61号線（主）三次庄原線 三次市三良坂町仁賀 仁賀小学校入口交差点から上仁賀バス停付近までの歩道	子供の背丈ほどの草が伸びており山側からは木やつるが伸びている。車の多い県道沿いのため、車道に出て回避することもできず、とても危険。 また、側溝に蓋が無いため、はまりそうになる。草が伸びているときは、草で隠れているため、さらに危険である。	県維持課	・定期的な歩道の草刈り（早めに） ・山からの木やつるの伐採 ・歩道の横の側溝に蓋の設置	○				・未調査
32	2	みらさか小	2	県道78号線（三良坂総領線） 三次市三良坂町三良坂 みらさか小学校付近の福塩線踏切周辺	・見通しが悪い。 ・出雲大社備後分院前の信号設置のため、夕方になると、リョービミラサカの通勤の車が信号洪滞を避けるため迂回してくる車が増加しているため、下校時にさらに気を付けないといけない。	県維持課	・注意喚起の看板の設置	○				・未調査
33	2	みらさか小	3	県道78号線（三良坂総領線） 三次市三良坂町三良坂 沖江集会所から庄原別れ交差点までの道路	カーブのところで横断しないといけないので大変見通しが悪く、危険。歩道側へ渡るときは、右からの車は全く見えない。今までは追い越し禁止の黄色い実線だったのが、追い越し可の白い破線になったので、さらに危険になった。	警察	・注意喚起の看板、ミラーの設置				○	・黄色実線はカーブや急勾配のある道路構造上危険な箇所や追い越しによる交通事故が多発する箇所に設置するものとなっている。
34	2	みらさか小	4	三次市三良坂町三良坂 三良坂支所付近の道路	食事処吉俣前の道路に横断歩道がなく危険である。 みどり信金側に住む児童が集合場所または通学路を利用する際、住宅地内道路を渡って登校するため、車が来た際、危険である。	警察	・横断歩道の設置（吉俣前の道路） ・通学路の表示、減速や一時停止の表示 ・走行の注意喚起を促す看板や幟等の設置	○				・未調査
35	2	三和小	1	県道52号線（世羅甲田線） 三次市三和町羽出庭 ニテック～馬通峠付近	車両の通行量が多く、速度も速いため路肩を歩く、または自転車通学するのが非常に危険。	県維持課	・歩道の設置	○				・世羅甲田線においては、一般県道羽出庭向原線との交差点～岸本鉄工様前の区間において、歩道設置を計画している。
36	2	三和小	2	県道52号線世羅甲田線から入る438号線 三次市三和町羽出庭 陽光台入口付近	車両の通行量が多く、速度も速いため集合場所への横断が危険。	警察	・横断歩道の設置	○				・未調査
37	2	三和小	3	市道上板木宮崎線 国道375号と県道52号を結ぶ 三次市三和町上壱～上板木 みわ文化センター入る～375号線に至る道路	・歩道に木の枝が出ているところがあるので通学時が危険。 ・街灯が少なく冬季など日没が早い時期が危険。 ・小学生はバス通学だが、中学校に進学したら自転車通学路となる。	市土木課	・除草及び剪定 ・街灯の設置				○	・学校管理の樹木の剪定は検討をお願いする。 ・草刈りは市道除草作業の報償費を活用し実施を検討してほしい。 ・街路灯の設置は困難なため、既設電柱へ防犯灯の設置を検討してほしい。 （危機管理課が窓口）

令和２年度通学路危険箇所改善要望一覧

通番	年度	学校名	提出No.	危険箇所	状況	対応先	要望内容	未開始	事業中	完了	不可	結果の内容
38	2	三和小	4	県道440号線（羽出庭三良坂線） 三次市三和町有原	縁石が続いており、自転車歩行時に歩道に入れない。	市土木課	・縁石の切れ目が欲しい	○				・経過を観察する。
39	2	三次中	1	県道知三次線 県道434号線 三次市三次町寺戸 定住促進住宅から市民ホール きりりまでの間	生徒が部活動の帰りに、街灯がないため歩道が暗く危険である。特に冬季の場合、日が暮れるのが早く、真っ暗である。	市土木課	・歩道に沿って、街灯を数か所設置				○	・現在、3箇所の街灯があります。他の箇所の設置に関しては、既設電柱へ防犯灯の設置を検討してほしい。（危機管理課が窓口）
40	2	三次中	2	県道知三次線 県道434号線 三次市三次町寺戸 精米機「米ぼうやくん」の道路 向いの歩道側	歩道の側面が掘られて陥没し、夜道なので落ち込む危険がある。	市土木課	・掘られた箇所の埋め戻し		○			・令和３年度に実施する。
41	2	三次中	3	県道知三次線 県道434号線 三次市三次町寺戸 陸橋	陸橋の階段の表面破損箇所の修繕がされていないため、つまずいたり滑ったりして転倒する危険がある。	市土木課	・陸橋の階段の表面破損箇所の修繕	○				・実施予定である。
42	2	塩町中	1	県道430号 糸井塩町線 三次市大田幸町	地図や写真で示す箇所だけ道路幅が狭くなっており、車の離合が難しい箇所である。これまでも離合中の接触事故も多発している。また、中学校から塩町駅に向けては、写真①に示すように、道路の左端がせり出て狭くなっている。自転車で下校する際、自転車は道路の左側を通行するため、必然的に道路の中央に向けて膨らんで通行することになり、対向車との衝突事故や追い越し車によるひっかけ事故が起こる可能性が高い。 写真②に示すように、写真上方からの車は、カーブを抜けてこの箇所にさしかかるため、自転車の視認性も悪い。	市土木課	・道路を拡幅（道路幅を同じにしていたきたい） ・「減速」「離合注意」などの表示	○			○	・道路拡張は時間を要し、地権者の同意も必要で困難である。 ・路面標示を検討する。
43	2	塩町中	2	国道375号 三次市石原町	この交差点は、写真①に示すように、信号もなく、三良坂方面からの車は下り坂になり、スピードが出やすい。また、写真②に示すように、写真左手奥からの車（高杉町から有原町に向け）は、緩いカーブを抜けてこの交差点にさしかかり、過去にスピードを出した車が交差点に突っ込む事故も起こっている。さらに、冬季に道路が凍結した場合、スリップした車が横断待ちの児童生徒に突っ込み、重大事故を引き起こす可能性がある。	県維持課	・交差点の歩道に、歩行者防護の柵を設置	○				・防護柵の設置について検討する。
44	2	甲奴中	1	三次市甲奴町宇賀方面	通学路に街灯がなく暗い中での下校になり危険な状況がある。	市土木課	・通学路の街灯設置	○				・未調査
45	2	甲奴中	2	三次市甲奴町梶田	・道路の破損（災害によるもの） ・カーブミラーの破損 ・ガードレールの破損	市土木課	・通学路の街灯設置	○				・未調査

令和２年度通学路危険箇所改善要望一覧

通番	年度	学校名	提出No.	危険箇所	状況	対応先	要望内容	未開始	事業中	完了	不可	結果の内容
46	2	布野中	1	市道二井殿柳田線 三次市布野町上布野～下布野 布野中学校～布野保育所裏付近	上記の路線を通る生徒は、ほとんどが自転車通学であり、道幅が狭く、自動車との接触事故が心配である。 また、側溝や田んぼの境にガードレールがなく、車を避ける時、転倒の恐れがあり非常に危険である。	市土木課	・道路の拡張 ・ガードレールの設置	○			○	・道路拡張は時間を要し、地権者の同意も必要で困難である。 ・ガードレールは設置基準を満たさないため、他の対策を検討する。
47	2	吉舎中	1	県道28号線（吉舎豊栄線） 三次市吉舎町辻	写真①の赤線、カーブの部分は歩道がない。自転車での走行が大変危険である。 写真②で歩道が狭いうえに、倒木等がはみ出している。	県維持課	・歩道の設置 ・倒木、はみ出している樹木の伐採	○			○	・歩道の設置については、現在計画はない。 ・倒木等、道路に支障となる場合は対処する。
48	2	吉舎中	2	市道敷地三玉線 三次市吉舎町三玉	写真①のガードレールがなく、ブロックのみとなっている。川への転落の危険あり。 写真②は、溝があるが草が茂っていて見えなくなっている状態で、溝はまってしまう危険あり。	市土木課	・ガードレール設置	○				・対策を検討する。
49	2	吉舎中	3	国道184号線 三次市吉舎町敷地	春から秋にかけての期間は、木や草が生い茂り、自転車通学者の通行困難となっている。今年生徒の訴えもあり、直接学校の職員等で対応したという現状である。 雨上がり等は、草があると滑りやすくなり、国道沿いの通学路として、危険な状態である。また、街灯のないところもあり、冬季は暗くて不安を感じるという声がある。	県維持課	・草刈作業の徹底 ・街灯の設置	○				・草刈りについては、年1回（6月下旬～8月上旬ごろ）実施しているが、特に通行に支障となる場合は個別に対処する。
50	2	三良坂中	1	県道224号線 三次市三良坂町三良坂949-2 三良坂駅前	三良坂駅前に信号がない。 登下校時、駅前の橋から駅に向かってくる車のほとんどが、 駅前の様子が見えにくいことと、県道224号線にかかる左右が見えにくいいため、停止線をかなり越えて歩道付近で停車しており、危険である。	警察	・信号を設置 ・カラー舗装を施すなど歩行者への安全確保をしてほしい	○				・未調査
						市土木課		○				・経過を観察する。
51	2	三良坂中	2	県道78号線（三良坂総領線） 三次市三良坂町三良坂37-10 付近 大杉組下から仁賀へ向かう道まで	通学路わきの草が生い茂り、通学の妨げになる。	県維持課	・草刈りはされているが、草が生い茂る前に実施してほしい	○				・草刈りについては、年1回（6月下旬～8月上旬ごろ）実施しているが、特に通行に支障となる場合は個別に対処する。
52	2	三良坂中	3	県道61号線（主）三次庄原線） 三次市三良坂町仁賀667-1 落合工務店前	県道61号線は庄原方面に向かって下っており車のスピードが出やすい上に、右にカーブしており見通しが悪い。 登下校のために交通量の多いこの道を横断しようにも、横断歩道も信号もない。 通学路の表示看板があっても、小さく目立たず、注意喚起になっていない。	警察	・横断歩道の設置 ・カラー舗装や路面標示（横断歩道があることがわかるように） ・「通学路」の看板を、通行する車からよく見えるように設置	○				・未調査
53	2	三和中	1	市道 掛上板木線 三次市上板木町10055番地付近 三和中学校体育館駐車場、三次警察三和駐在所	市道の両脇や歩道に長く草が生え、生徒の足や自転車に掛かる。そのため草を避けて通学するために危険なこともある。また、送迎の保護者の車が草を避けて走行し、見通しもあまり良くないので通学生徒に危険が及ぶ可能性もある。	市土木課	・夏に草刈を実施してもらいたい				○	・市道除草作業の報償費を活用し実施を検討してほしい。

令和２年度通学路危険箇所改善要望一覧

通番	年度	学校名	提出No.	危険箇所	状況	対応先	要望内容	未開始	事業中	完了	不可	結果の内容
54	2	八次中	1	市道八次211号線 三次市畠敷町 三次自動車学校西側市道 三次自動車車検場	三次自動車学校敷地の西側にある市道について、道幅が車一台分しかなく、三次自動車学校側には側溝に蓋がされていない水路があり、逆側は１ｍ下に耕作されている田がある。 ここを登下校する生徒と車がすれ違う時に接触する危険がある。	市土木課	・道路の拡張 ・側溝への蓋の設置	○			○	・道路拡張は時間を要し、地権者の同意も必要で困難である。 ・蓋の設置は検討する。